

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士西脇伶史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2025・3・10

中国企業のAI「ディープシーク」 利用めぐり注意喚起 (政府)

中国の新興企業「ディープシーク」が開発した生成AI（人工知能）に関し、政府の個人情報保護委員会は、個人情報を含むデータに中国の法令が適用されるとして、利用にあたり注意喚起している。

同委員会によると、「ディープシーク」が取得した個人情報を含むデータは、中国国内のサーバーに保存され、そのデータは中国の法令が適用されるとしている。適用される中国の法令には、企業などに国の情報活動への協力を義務づける「国家情報法」などが含まれていて、当局から特定の利用者に関するデータの提出を求められれば拒否できないとしている。

そのため、政府は、個人情報保護の観点から国民に情報提供を行い、機密情報を扱わない場合でも利用にあたっては注意が必要だとしている。

棋譜を再現した即時配信は違法 配信者が逆転敗訴 (大阪高裁)

将棋の指し手を記録する「棋譜」を再現した動画を即時配信していた男性ユーチューバーが、対局中継などを有料配信する「囲碁将棋チャンネル」の要請で動画を削除されたとして約340万円の賠償を求めた控訴審判決で、大阪高裁は、請求の一部を認めた一審・大阪地裁判決を取り消し、請求を棄却した。

判決によると、男性ユーチューバーは、将棋のタイトル戦に合わせて対局の棋譜をリアルタイムで再現する動画をYouTubeやツイキャスで配信していたが、インターネットの中継番組を有料で配信している「囲碁・将棋チャンネル」の申請により動画が削除された。

男性は、「指し手の情報は単なる事実で、違法に取得したものではない」と主張して、チャンネル側に削除の撤回や賠償を求める訴訟を起し、1審の大阪地方裁判所は「棋譜は、公表された客観的事実であり、自由に利用できる情報」な

どとして、チャンネル側に削除申請の撤回と118万円の支払いを命じた。

これに対し、チャンネル側は控訴し、2審の大阪高等裁判所では「棋譜は棋戦の主催者である日本将棋連盟と新聞社などが管理し、許諾を受けた囲碁将棋チャンネルなどが有料配信するビジネスモデルが成立している」と言及。ユーチューバーによる動画配信が繰り返されれば、「現状の規模で棋戦を存続させることを危うくしかねない」と指摘。その上で、男性の配信は自由競争の範囲を逸脱し、営業上の利益を侵害しているとして、不法行為にあたる結論付けた。

「AIが発明者」二審も認めず 発明者は自然人に限る (知財高裁)

AIを発明者とする特許出願の可否が争われた訴訟の控訴審判決で、知財高裁は、「特許法が規定する『発明者』は自然人に限られる」とした1審・東京地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却した。

判決によると、原告は、自らが作ったAIが考案した食品容器などを特許出願し、「発明者」をAIと記載したが、特許庁は「発明者は自然人に限られる」として出願を却下。原告側は「発明者がAIでも特許出願できる」と出訴したが、昨年5月の1審・東京地裁はこれを退けた。

今回、知財高裁は、原告の控訴を棄却するとともに次のように判示した。国会での議論を促しているものと考えられる。

「特許法の制定当初から直近の法改正に至るまで、近年の人工知能技術の急激な発達、特にAIが自律的に『発明』をなし得ることを前提とした立法がなされていない」、「AI発明に特許権を付与するか否かは、発明者が自然人であることを前提とする現在の特許権と同内容の権利とすべきかを含め、AI発明が社会に及ぼすさまざまな影響についての広汎かつ慎重な議論を踏まえた、立法化のための議論が必要な問題であって、現行法の解釈論によって対応することは困難である。」、「発明者を自然人に限定した場合の弊害等も、これらの立法政策についての議論の中で検討されるべき問題である。」

解説

進歩性の判断(相違点の認定)
知的財産高等裁判所 令和6年(行ケ)
第10026号 審決取消請求事件
令和6年12月25日判決言渡

第1 事案の概要

被告は、発明の名称を「積層型無機系保護コーティング塩化ビニル系タイル及びそのコーティング方法」とする特許第6065247号(本件特許)の特許権者である。

原告が、本件特許について特許無効審判(無効2022-800064号)を請求したところ、特許庁は、「本件無効審判の請求は成り立たない」とする審決(本件審決)を下し、原告が、本件審決の取消しを求めて訴訟を提起した。

本件審決は、本件特許の請求項1に係る発明(本件発明1)と、甲3文献(被告作成「化学床用コーティングシステム施工仕様書NO.0111-1」平成23年9月1日)記載の発明(甲3発明)との間の相違点2Cについて以下のように判断していた。

「相違点2Cに係る本件発明1の構成は、収縮により反りが発生することを前提として、その数値範囲を特定するものであるのに対し、甲3発明は、タイルの反りについて「硬化の際に縮合反応(架橋反応)」を生じ「タイルの反り」の「問題が発生」することがある旨をいうものであり、問題が発生していないときのタイルの反りの数値範囲を特定するものではなく、さらに、「問題が発生」の有無にかかわらず、反りの数値自体を例示的にも示していない。また、甲1文献(特開2008-180077号公報)、甲2文献(特開2010-163584号公報)、甲4文献(被告作成「ファインコートメンテナンシステムのご案内」平成21年頃)及び甲5文献(被告作成「セラミック系コーティング剤[FINE-COAT(ファインコート)]」平成22年11月7日)をみても、タイルの反りの数値範囲を特定するという観点は示されておらず、反りの数値自体も例示的にも示されていない。よって、甲3発明において、相違点2Cに係る本件発明1の構成を採用することは、甲1文献、甲2文献、甲4文献及び甲5文献の技術的事項を考慮しても、当業者にとって容易になし得た事項ではない。」

ここでは、原告が主張した取消理由1〔(無効理由1に対応している)「本件発明1の甲3文献を主引用例とする進歩性違反」の判断の誤り〕についての知財高裁の判断部分のみを紹介する。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

第3 理由

<本件発明1と甲3発明の対比>

本件発明1と甲3発明を対比すると、一致点及び相違点は、次のとおりである。

(一致点)

塩化ビニル系タイルの表面に無機系保護コーティング層を形成し、トップコート層の鉛筆硬度が10H相当以上である、積層型無機系保護コーティング塩化ビニル系タイル(相違点2C)

本件発明1においては、「コーティング処理後においてガラス質層が硬化する際に生じる架橋反応(縮合反応)時の収縮により塩化ビニル系タイル基材側に発生するタイル端部の反りが1mm以下である」とタイル反り量を特定しているのに対し、甲3発明においては、そのようなタイル反り量の特定を有しない点

<相違点2Cについて検討する。>

本件発明1は「コーティング処理後においてガラス質層が硬化する際に生じる架橋反応(縮合反応)時の収縮により塩化ビニル系タイル基材側に発生するタイル端部の反りが1mm以下である」として、タイル反り量を特定しているところ、「タイル端部の反り」の測定は、床用タイルとして床に接着され設置済みとなる前のタイルそれ自体の変形を測定したものと解される。

これに対し、甲3発明は「タイルの接着状態が万全でないタイルが反ったり、浮いたり、剥がれたり、目地に隙間が発生したりすることがあるとし、タイルが床に接着され設置済みであることを前提に施工されるものと解され、設置済みとなる前の「タイル自体の変形」

を測定する本件発明1とは、前提を異にするものである。

加えて、甲3文献は、ファインコートを正しく使うための基本的な施工マニュアルであり、硬化の縮合反応の際に塗膜が厚いほど、硬化速度が速いほど、床材が軟らかいほど、収縮量が増してクラック(割れ)やタイルの反り・浮き・目地隙間の拡大などの問題が発生しやすくなることや、トップコート2層までの仕様であって、必要以上に層を重ねると上記問題が発生することがあることなどを指摘して、施工者に対する留意点を示すものであり、クラックやタイルの反りが発生しないようなコーティングの積層構造の仕様という点においては、共通する部分があるものの、床に接着されたタイルを前提とする以上、タイルと床の接着の程度や方法と切り離して、タイル端部の反りを発生させないような積層構造の仕様を検討することはできないはずである。

この点、原告は、相違点2Cに関し、タイルの反りを抑えることでクラックの発生を抑えられることは本件特許の優先日前から当業者に自明であり、甲3発明には、層を重ねすぎたり、硬化促進剤を入れすぎたり、柔らかい床材に塗布したりをしないことで、タイルの反りを抑えられること(タイル端部の反りが0mmであること)が示され、タイル端部の反りが1mm以下の範囲が実質的に開示されているといえるから、甲3発明は、相違点2Cに係る本件発明1の構成を開示しており、相違点2Cは実質的な相違点ではないなどと主張する。

しかしながら、甲3発明のタイルの反りを抑えた状態は、それがクラックの発生を防ぐことができるタイル端部の反りの範囲である1mm以下の範囲を含むものとしても、その端部の反りはタイルを床に接着させたという条件下のものであって、コーティングされたタイル自体の性質としての端部の反りの範囲を示すものではないから、同じ1mm以下の範囲であっても、積層構造の仕様が同じになるとは限らない。

したがって、相違点2Cが実質的な相違点ではないといえることはできない。

そこで、相違点2Cの容易想到性について検討すると、甲3発明のタイルは、床に接着され設置済みであることを前提に施工されること、甲3発明には、クラックやタイルの反りが発生する原因として、必要以上にコーティング層を重ねたり、タイルの接着状態が万全でなかったりする場合があることは示されているが、そもそもクラックを発生させないようなタイルの端部の反りの具体的数値範囲についての言及や示唆はない。

したがって、甲3発明に基づき、床に接着されたタイルに対するコーティングの施工方法の問題と切り離して、コーティングが施工されたタイルそれ自体の性状の問題として、その変形(タイルの反り)範囲が1mm以下となるようにコーティングの積層構造の仕様を提供する動機付けを見出すことは困難である。

また、このように甲3発明が床に接着されたタイルに施工する点で本件発明1とは課題解決の前提を異にする以上、相違点2Cに係る本件発明1の構成が、甲3発明における数値範囲の最適化又は好適化にすぎないということもできない。

加えて、各文献(甲1文献、甲2文献、甲4文献及び甲5文献)の記載事項を考慮しても、これらに「タイル端部の反り」の数値範囲を特定する観点は示されておらず、具体的な数値等を示唆するような記載も見当たらない。したがって、当業者において、相違点2Cに係る本件発明1の構成を容易に想到することができたものとはいえない。

よって、本件発明1は、甲3発明及び各文献(甲1文献、甲2文献、甲4文献及び甲5文献)の記載事項から当業者が容易に発明をすることができたものとはいえず、当業者が容易に発明をすることができたものとはいえない。したがって、無効理由1(本件発明1の甲3文献を主引用例とする進歩性違反)に係る本件審決の判断に誤りはない。

第4 考察

進歩性の検討・判断は、本件発明と主引用文献記載の発明との間の一致点、相違点を認定した上で、当業者が、副引用文献の記載等に基づいて、本件発明に容易に想到することができたと論理付けることができるかどうかという観点で行われる。本件発明と主引用文献記載の発明との間の一致点、相違点の認定に誤りがあれば、進歩性の判断に誤りが生じ得る。

本判決では、「本件発明と主引用文献記載の発明との間の『実質的な相違点ではない』とする原告の主張が退けられている。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。以上

イノベーション拠点税制 無形資産投資を後押し

■本年4月1日から適用開始■

本年4月1日から「イノベーション拠点税制」(イノベーションボックス税制)の適用が開始される。イノベーション拠点税制とは、研究開発の成果として国内で生まれた知的財産から生じる所得に、優遇税率を適用する制度。

イノベーションの国際競争が激化する中、日本の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、特許やソフトウェア等の知的財産から生じる所得に減税措置を適用する新制度である。

具体的には、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権またはAI分野のソフトウェアに係る著作権について、その知的財産の国内への譲渡所得や国内外からのライセンス所得に対して、所得の30%の所得控除を認めるというもの。

対象となる知的財産は、2024年4月1日以降に

取得・制作した「特許権」および「人工知能関連技術を活用したプログラムの著作物」のうち、国内で自ら研究開発を行ったものに限定される。実用新案権や意匠権、営業秘密などは対象外となっている。

適用期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までの7年間。

■研究開発税制との違い■

企業の研究開発投資に対する税制面の支援措置としては、研究開発税制(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)がある。研究開発税制がビジネスの入り口(研究開発段階)を支援する制度である一方、イノベーションボックス税制はビジネスの出口(研究開発の成果)を支援する制度。

研究開発段階の「インプット」に着目した研究開発税制に対し、研究開発の結果生まれた「アウトプット」を支援するのが、イノベーションボックス税制といえる。

両制度を通じて企業のイノベーション投資への意欲が高まり、さらに得られた収益の研究開発への再投資を促す効果も期待されている。

●イノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)のイメージ●

□ 措置期間：7年間(令和7年(2025年)4月1日施行)

□ 所得控除率：30%

①対象となる知的財産の範囲

- 特許権
- AI関連のソフトウェアの著作権
(2024年4月1日以降に取得したもの)

②対象となる所得の範囲

- 知財のライセンス所得
- 知財の譲渡所得
(海外への知財の譲渡所得及び子会社等からのライセンス所得等を除く)

③対象となる研究開発

- 企業が主に「国内で、自ら」行った研究開発

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

「ビジネス関連発明」 最近の動向を公表

■特許庁■

特許庁は、「ビジネス関連発明の最近の動向について」の調査結果を公表した。

ビジネス関連発明とは、ICT(Information and Communication Technology:情報通信技術)を利用してビジネス方法が実現されている発明のこと。ビジネスの方法や仕組みに関する画期的なアイデアを思いついたとしても、アイデアそのものは特許の保護対象にならないが、そのアイデアがICTを利用して実現された場合には、「ビジネス関連発明」として特許の保護対象となり得る。

例えば、パーソナルコンピュータやスマートフォンを使用し、インターネットを介して行う電子商取引のビジネス方法などがあげられる。ビジネス関連発明の正確な定義はないが、一般

にコンピュータ・ソフトウェア発明の一類型と位置付けられている。

特許庁の調査結果によると、国内のビジネス関連発明の特許出願件数は、2012年頃から増加に転じており、2022年は13,411件の出願があった。当初低調であった特許査定率は年々上昇しており、近年は技術分野全体の特許査定率と同程度の70%台で推移している。

分野別の出願件数をみると、2021年に出版されたビジネス関連発明のうち上位を占めるのは、以下の3分野。

- (1) サービス業一般(宿泊業、飲食業、不動産業、運輸業、通信業等)
- (2) 管理・経営(社内業務システム、生産管理、在庫管理、プロジェクト管理、人員配置等)
- (3) EC・マーケティング(電子商取引、オークション、マーケット予測、オンライン広告等)

特に高い伸び率を示している分野は「管理・経営」。社内の業務システムや在庫管理の最適化に人工知能(AI)を活用する発明が代表例として挙げられている。

審 決 紹 介

本願商標「本味」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2024-6751、令和6年12月4日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年3月24日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和5年7月28日付け：拒絶理由通知書

令和5年9月12日：意見書の提出

令和6年1月24日付け：拒絶査定

令和6年4月19日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「本味」の文字を標準文字で表してなり、第30類「ウスターソース、グレープソース、ケチャップソース、しょうゆ、食酢、酢の素、そばつゆ、ドレッシング、ホワイトソース、マヨネーズソース、焼肉のたれ」を指定商品として登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由(要点)

本願商標は、「本味」の文字を標準文字で表してなるものである。

そして、本願商標の構成中、「本」の文字は、「まこと、正しい、正式のもの。」の意味を有する語であって、「本〇〇」のように接頭語として使用されるときには、「本物の、本格的な」ほどの意味合いを理解させるものとして使用されるものであり、本願の指定商品に係る食品業界においては、例えば「本生」、「本造り」、「本仕込み」のように使用されている実情がある。

また、「味」の文字は、「飲食物が舌の味覚神経に触れた時における感覚。」の意味で一般に慣れ親しまれた語である。

さらに、同業界において、「本味」の語が、「本物の味」、「本格的な味」といった意味合いで使用されている実情も認められる。

そうすると、上記した構成からなる本願商標に接する取引者、需要者は、本願商標から「本物の味」、「本格的な味」ほどの意味合いを理解し、これをその指定商品に使用したときは、その商品が、本物の味、本格的な味を味わうことのできる商品であること、すなわち、商品の品質を表示したものと認識するにすぎないというのが相当である。

したがって、本願商標は、商品の品質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものであるから、商標法第3条第1項第3号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、上記2のとおり、「本味」の文字を標準文字で表してなること、当該文字は辞書等に採録されており、成語とは認められない。

そして、本願商標の構成中、「本」の文字は、「中心となるもの。まこと。正しい、正式のもの。」等を、「味」の文字は、「飲食物が舌の味覚神経に触れた時における感覚。」等をそれぞれ意味する親しまれた語である（いずれも出典：広辞苑 第七版）から、「本味」の文字の構成全体から、「まことの味」程の意味合いを連想、想起させる場合があるところ、当該意味合いは、本願の指定商品との関係においては、未だ漠然としたものであり、商品の品質を直接的に表示したものと直ちに理解されるとはいえない。

そうすると、本願商標は、特定の意味合いを認識させることのない、一種の造語として認識し、把握されることとみるのが相当である。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「本味」の文字が、商品の品質を直接的、かつ、具体的に表示するものとして、取引上一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質を表示したものと認識するにすぎない事柄も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その指定商品との関係において、商品の品質を表示するものということはできない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願についての拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「まち・ひと・しごとにつながる」は、商標法第4条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2024-7086、令和6年12月12日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年2月3日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和5年8月18日付け：拒絶理由通知書

令和5年9月6日：意見書、手続補正書の提出

令和6年1月30日付け：拒絶査定

令和6年4月25日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「まち・ひと・しごとにつながる」の文字を標準文字で表してなり、第36類に属する願書記載のとおり役務を指定役務として登録出願され、その後、本願の指定役務については、上記1の手続補正書により、第36類に属する別掲（※記載省略）のとおり指定役務に補正されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「まち・ひと・しごと創生」（以下「引用標章」という。）の文字が、内閣官房・内閣府が中心となり推進している地域振興や地域活性化を目的とした日本国政府の重要政策を表す著名な標章として利用されている実情が認められる。そこで、本願商標と引用標章を比較すると、公益に関する事業であって営利を目的としないものの権威、信用の尊重や出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという公益保護の観点からすれば、両者は、類似するものといえるのが相当である。したがって、本願商標は、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する著名な標章と類似する商標であるから、商標法第4条第1項第6号に該当する。旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

(1) 本願商標と引用標章の類否

本願商標は、上記2のとおり、「まち・ひと・しごとにつながる」の文字を標準文字で表してなること、その構成中「まち」の文字は「〔街〕とも書く」商店の立ち並んだ繁華な土地（〔広辞苑 第七版〕岩波書店）の意味を有する「町」の平仮名、「ひと」の文字は「世の中の人（前掲書）」の意味を有する「人」の平仮名、「しごと」は「する事。なくてはならない事。特に、職業・業務を指す。」（前掲書）の意味を有する「仕事」の平仮名、及び「つながる」は「離れているものが一続きになる。」（前掲書）の意味を有する「繋がる」の平仮名として、いずれも我が国で広く一般に親しまれた語であるから、本願商標は構成全体として「町・人・仕事に繋がる」の一体の意味合いを容易に想起させるものである。

また、本願商標の構成文字は、同じ大きさ及び書体で、間隔なく、横一列にまとまのよい構成からなるから、いずれかの文字部分が強い印象を与えるものではなく、また、いずれかの文字部分が、その指定役務との関係において、自他役務の出所識別標識としての称呼及び觀念が生じないものではない。

さらに、本願商標の構成文字全体から生じる「マチヒトシゴトニツナガル」の称呼もよみなく一連に発音できるものである。

そうすると、本願商標は、「町・人・仕事に繋がる」の一体の意味合いを容易に想起させ、「マチヒトシゴトニツナガル」と発音できる一連一体の造語を表してなるものというべきである。

イ してみれば、本願商標と引用標章とは、「まち・ひと・しごと」の文字をそれぞれの構成中にも含む点で共通するものの、全体として異なる語を表してなることと容易に理解できるものであって、両者の間で誤認を生じるおそれはないから、同一又は類似するものとはいえない。

(2) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用標章と同一又は類似の商標ではないから、その他の要件について検討するまでもなく、商標法第4条第1項第6号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願についての拒絶の理由を発見しない。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和40(1965)年	商標登録第682710号の1～第684710号
〃 50(1975)年	商標登録第1139008号～第1149682号
〃 60(1985)年	商標登録第1797301号～第1803971号
平成7(1995)年	商標登録第2709201号～第2709900号
平成7(1995)年	商標登録第3065405号～第3073696号
平成17(2005)年	商標登録第4884578号～第4890975号
平成27(2015)年	商標登録第5783377号～第5789627号

各年の8月1日～8月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間中は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間中は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年4月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは3月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和6年12月分	30,526	14,119
前 年 比	112%	100%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。